

○建設業法第七条第二号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有する者を定める件(昭和四十七年建設省告示第三百五十二号)

(傍線部分は改正部分)

改正後		改正前	
二(略)		二(略)	
管工事業	一～四(略) <u>五 水道法(昭和三十三年法律第七十七号)による給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた後</u> <u>管工事に関し一年以上実務の経験を有する者</u> 六(略)	管工事業	一～四(略)  <u>五(略)</u>
(以下略)		(以下略)	